

# 茅ヶ崎看護専門学校学則(抜粋)

## 第 7 章 卒業認定等

(卒業)

- 第 27 条 学校長は本校所定の課程を修了した者に卒業を認定し、卒業証書を授与する。
2. 卒業の認定は、所定の学科目を履修し、単位を取得した者について行う。
  3. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない。
  4. 第1項から第2項において、卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める医療専門課程看護学科を修了した者については、専門士（医療専門課程）と称することができる。